

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|--------|---------------------|----|-----|----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和7年9月24日（水）午後1時22分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和7年9月24日（水）午後2時17分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | |
| 5 | 議決等の状況 | 原案可決 | 1件 | 承認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | その他 | 1件 |
| 6 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和7年9月24日（水）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・8月21日（木）～22日（金） 中国五県町村教育長研究大会（鳥取大会）
- ・8月25日（月） 総務文教委員会
- ・9月 5日（金）～17日（水） 令和7年第3回府中町議会定例会

【学校教育関係】

- ・8月26日（火） 府中町教職員研究大会
- ・児童生徒の活躍

日程第3 報告第9号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 報告第10号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関するについて」

日程第5 第12号議案 合同訓令の一部改正について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司
教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳	教育総務課主査	信岡 久美

6 議事の内容

（開会 午後1時22分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告5件です。

まず、会議等3件です。

1件目は、8月21日木曜日、22日金曜日の2日間、鳥取県湯梨浜町で開催されました「中国五県町村教育長研究大会（鳥取大会）」についてです。開会行事の後、山口県阿武町、広島県神石高原町、岡山県久米南町の研究発表があり、文部科学省から「教師を取り巻く環境整備について」の行政説明等がありました。

2件目は、8月25日月曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、「全国学力・学習状況調査」の結果について、放課後児童クラブの夏休みの受け入れについての2件を報告しました。まず、「全国学力・学習状況調査」の結果につきましては、先月の教育委員会会議の教育長報告で報告しましたとおり、全国平均と県平均との比較について報告を行いました。放課後児童クラブの夏休みの受け入れにつきましては、7月及び先月の協議会で報告しましたとおり、受け入れを一部お断りしたことと有料化の検討について報告を行いました。

3件目は、9月5日金曜日から17日水曜日の日程で開催されました「令和7年第3回府中町議会定例会」についてです。教育委員会関係の議案については、日程第3で説明しますので、ここでは、教育委員会関係の一般質問について、教育部長から報告します。

教育部長

教育部長です。9月定例会で議員から提出のありました一般質問通告の写しをお配りしていますので、ご覧ください。教育委員会関係の一般質問は、二見議員の「児童・生徒の不登校について」の1件で、4点質問がありました。

1点目は、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあるという見解について、2点目は、不登校の子どもたちを性急に学びの場に引き込もうとすることはかえって逆効果になるのではという考え方について質問をされました。なぜ行けなくなったのかと原因のみを追究したり、どうしたら行けるかという方法のみにこだわったりするのではなく、児童生徒の希望や願い、興味関心を含め、気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、把握した実態に基づいて、個に応じた具体的な支援につなげること、また、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指せるよう、多様な学びの選択肢を提供することが重要である旨答弁しました。

3点目は、町の教育支援センターたんぽぽの部屋、各学校の教育支援センターの活動内容についてです。たんぽぽの部屋では、青少年教育相談員が児童生徒の実態に合わせて活動の支援を行っている。また、校内教育支援センターは、自分のクラスに入りづら

い児童生徒が、落ち着いた環境の中で自分に合ったペースで学習・生活できるように、校内体制の中で運営している旨答弁しました。

4点目は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年教育相談員の現状についてです。スクールカウンセラーは、各中学校区に2人ずつ配置し、心理の専門家として、児童生徒へのカウンセリングや保護者への相談対応、教職員への研修等を行っている。スクールソーシャルワーカーは、各中学校区に1人ずつ配置し、福祉の専門家として、児童生徒や保護者の抱える問題に応じて家庭訪問をはじめ関係機関との連携・調整を行っている。青少年教育相談員は3人を配置し、たんぼぼの部屋の運営、児童生徒、保護者、教職員に対する教育相談や各学校を巡回している旨答弁しました。

2回目で、学校に行かない児童生徒を温かく迎え入れ、包み込む教育行政、福祉行政が進むことを期待していると締められ、一般質問は終わりました。

報告は以上です。

教育長

次に、学校教育関係2件です。

1件目は、8月26日火曜日に府中中学校で開催されました「府中町教職員研究大会」についてです。ご参加いただいた委員におかれましては、ありがとうございました。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

教職員研究大会について報告します。

8月26日に開催しました府中町教職員研究大会には、教育委員の皆さんもご参観いただきありがとうございました。当日は、220名の教職員が参加しました。岡山県玉野市立荘内中学校の住田校長から、これからの社会を見据え、私たちが子どもたちに育んでいかなければならない力と、そのための学校改革についてお話いただき、改めて、全ての児童生徒が主体的に学ぶ環境づくりの重要性と、そのための基盤としてのICTの効果的な活用の必要性を深く認識することができました。講演の後、教職員は各コースに分かれ、各校に導入しているICTツールの各機能、個別学習機能、テスト配信・採点機能、意見共有・交換機能について、実践的な演習を行いました。研究大会後の教職員アンケートでも、ICT活用による業務効率化・働き方改革への期待や、個別最適な学びと協働的な学びを推進するためのツールとしての可能性を再認識したといった意見が多くありました。一方で、教員自身のICTスキル等に対する不安の声もあり、事務局としても引き続きフォローアップしていく必要性を感じているところです。また、教育委員の皆さんもご参加いただきましたが、住田校長と各校長の意見交換の場では、校長の方針、思いや考えを頻繁に発信し続けることの重要性など、各校長からもこれからの学校経営について多くの示唆を得たといった意見もあり、研究大会全体として当初の目的どおりの一定の成果を得たものと評価しています。今後は、各校において、事務局も参加し、ICTを活用した授業改善の充実に向けた校内研修を進めてまいります。

報告は以上です。

教育長

2件目は、「児童生徒の活躍」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

児童生徒の活躍について報告します。

5月18、19日、6月14日に開催された安芸郡・江田島市中学校春季総合体育大会では、府中中学校は、バスケットボール部、男子2位、女子1位、卓球部、女子団体3位、女子個人1位、2位、3位、水泳部、男子個人、50m自由形1位、100m背

泳ぎ1位、200m背泳ぎ1位、200mバタフライ1位、男子総合3位、女子総合2位。緑ヶ丘中学校は、バスケットボール部、男子1位、女子2位、卓球部、男子団体1位、女子団体1位、男子個人2位、3位。

6月14日に開催された呉・賀茂地区中学校卓球大会では、緑ヶ丘中学校が、女子団体2位。

7月5、6日に開催された広島県中学校体操競技大会では、緑ヶ丘中学校が、女子、個人総合2位。

7月5、6、12日に開催された広島県中学校サッカー選手権大会では、府中中学校サッカー部が1位となり、8月1、2日に米子市で開催された中国大会に出場しました。

7月5、6、19日に開催された安芸郡・江田島市中学校夏季総合体育大会では、府中中学校は、バレーボール部、男子2位、女子3位、バスケットボール部、男子3位、女子2位、水泳部、男子個人、50m自由形3位、200m自由形1位、100m背泳ぎ1位、200m平泳ぎ3位、100mバタフライ2位、男子総合3位、女子個人、200m自由形1位、100m背泳ぎ3位、200m個人メドレー2位、女子総合3位、卓球部、男子団体3位、女子団体3位。緑ヶ丘中学校は、バスケットボール部、男子1位、女子1位、卓球部、男子団体1位、女子団体2位、女子個人3位。

7月19、20日に開催された広島県中学校水泳競技選手権大会では、緑ヶ丘中学校が、女子個人、100m背泳ぎ3位、200m背泳ぎ2位。

7月19、20日に開催された全日本中学校通信陸上競技広島県大会兼全日本中学校陸上競技選手権大会標準記録突破指定大会では、府中中学校が、女子円盤投げ3位。

7月29、30日に開催された広島県中学校卓球選手権大会では、緑ヶ丘中学校が、女子団体2位となり、8月6、7日に笠岡市で開催された中国大会に出場しました。

7月31日、8月1日に開催された広島県吹奏楽コンクールでは、府中中学校、緑ヶ丘中学校ともにA部門金賞。

8月8、9日に開催された中国中学校体操競技選手権大会では、緑ヶ丘中学校が、女子、跳馬1位、平行棒2位、ゆか2位、平均台3位で個人総合1位となり、8月22、24日に長崎市で開催された全国大会に出場しました。

9月6日に開催された広島県中学校新人大会では、緑ヶ丘中学校が、女子個人、100m平泳ぎ3位となりました。

報告は以上です。

教育長

報告は以上です。「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。特に「府中町教職員研究大会」に参加されまして、ご感想等がありましたら。

松本委員

私は住田校長先生のお話がすごく興味深くて、とても新鮮で、また、ICTの活用というのがすごいなあとわくわくして聞かせてもらいました。以上です。

玉井委員

講演会を聞く前に教育長から校則がない学校と言われて、校則のない学校ってどういう学校なんだろうと思いながら興味を持って聞かせてもらいました。話を聞いていて思ったのは、子どもたちが自分たちの学校の実態を考えながら、どんなことが必要で、どう取り組んでいったらよいかというのを、子どもたちが主体的に考えて行動していくんだなというのを話を聞きながら思ったんですが、目標とされている中にも、自分たちで走る、自走する学習者、自走する生徒活動を目指しているというのがすご

くよくわかりました。子どもたちも、学校、先生の方から言われたら受け身がちになってくるんだけど、そうじゃなくて、この学校は自分事として捉えて主体的に行動する、そういう力の育成をしているというんで、自分たちでどうことができるかなと思った時に、僕だったら子どもたちの声をしっかりまず聞かないといけない、そして寄り添いながら子どもたちを真ん中に置いて、子どもたちをサポートしていけたらいいのかなというのを、話を聞きながら感じました。以上です。

神原委員

住田校長先生の講演を聞いて、最初のスタートが圧倒的な危機感を感じたんですね。2040年に労働人口が今の半分になる。そこからどうするんだっていう逆算を生徒たちに考えさせるというところがまずはスタートだったと思うんで、それをするためには今までの常識では考えられないことをするしかないというところで、今のITをフル活用しながらというところではあったと思うんですけど、印象に残っているのは結果にこだわらないこと、例えば運動会、文化祭全てにおいて失敗してもいいじゃないかというところですよ。自分自身もビジネスをする上でも身につまされる思いがあったんですけど、どうしても私たち親とか、教職員の先生もそうでしょうけど、結果を出してあげたいという思いが強い中で、失敗をしていく中で子どもたちが自分で学んでいくことの方が多いいところですね、それをすごく感じました。府中町において全てを真似してできるところはなかなか難しいところもあると思うんですけど、住田校長先生の考えをどこまで浸透していけるのかということと、いいところは当然府中町でも取り入れながら、あとは住田校長先生がいらっしゃらなくなった後の教育体制はどうなっていくのかということのも改めて次なる課題なんじゃないかなと感じました。以上です。

教育長

今出た取組ですが、7月に倉敷市で行われました市町村の教育委員の研修会で、玉野市の教育長が紹介されたんですね。今、神原委員からありましたように、取組がどうやって広がっていくのかというのは興味深いところがあります。

教育長

その他、委員の皆様から報告等ございますか。

(なし)

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第9号「代理行為の承認について」「付議事件に関する意見聴取について」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第9号、令和7年9月24日「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

報告第9号について、説明します。

別紙をご覧ください。

令和7年第3回府中町議会定例会に提出予定議案のうち、教育委員会関係分について、令和7年8月28日付けで府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会

議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和7年8月28日付けで回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について、資料の順にご説明します。

まず、付議事件1、第39号議案「令和7年度府中町一般会計補正予算（第3号）」です。

議案資料8ページをお開きください。歳入です。款「諸収入」、項「雑入」、目「雑入」、「学校給食費」は、引き上げを予定している学校給食費について、教職員から徴収する見込額「92万4千円」を、増額補正するものです。

歳出「教育費」に補正計上しています「小学校給食食材調達事業」及び「中学校給食食材調達事業」の特定財源となります。款「町債」、項「町債」、目「教育債」、「くすのきプラザ改修等事業債」は、歳出「教育費」に補正計上しています「くすのきプラザ改修等事業」の特定財源で、充当率75パーセント、「2,630万円」の増額補正です。

次に、議案資料15ページをお開きください。歳出です。款「教育費」、項「小学校費」、目「学校管理費」、「小学校給食食材調達事業」は、「賄材料費」、「772万4千円」の増額補正です。給食食材費の高騰による保護者の負担を軽減するため、当初予算において、児童1人あたり1食40円分の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当していましたが、消費者物価指数の上昇率などが当該額を上回ることから、更に1食20円分の追加充当を行うものです。そのため、本年10月から、学校給食費を1食320円から1食340円へ引き上げますが、教職員分は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の対象外とされていることから、自己負担として徴収します。

16ページです。項「中学校費」、目「学校管理費」、「中学校給食食材調達事業」は、「賄材料費」、「301万4千円」の増額補正です。小学校と同様の理由により、本年10月から、学校給食費を1食350円から1食370円へ引き上げます。教職員分の取り扱い、小学校と同様です。

17ページです。項「社会教育費」、目「くすのきプラザ費」、「くすのきプラザ改修等事業」は、「くすのきプラザ空調設備改修工事」、「3,512万円」の増額補正です。工事費総額は、「8,781万3千円」と見積もっていますが、工期を本年11月から来年7月と予定しており、前金払相当額を補正するものです。

資料戻りまして4ページをお開きください。「債務負担行為補正」追加です。歳入歳出予算は通例、単年度で編成するものですが、複数年契約が必要な事項は債務負担行為として計上します。「事項」は「くすのきプラザ空調設備改修工事」、「期間」は「令和7年度から令和8年度」、「限度額」は「5,269万3千円」です。歳出補正計上した「くすのきプラザ空調設備改修工事」の来年度支出相当額を補正するものです。

続いて、5ページ「地方債の補正」追加です。「起債の目的」は「くすのきプラザ改修等事業債」、「限度額」は「2,630万円」です。「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」については、記載のとおりです。本補正に関して、議員からは、「給食費」の保護者負担について、「くすのきプラザ空調設備改修」スケジュールについての質問がありました。

続いて、付議事件2、第44号議案「府中情報公開条例の全部改正について」です。第44号議案参考資料14ページをご覧ください。

1、改正の趣旨です。本条例は、条例制定以降、情報公開制度のあり方が社会情勢に応じて変化する中、国の情報公開法や広島県の情報公開条例など現在多くの自治体で規定されている内容との違いが大きくなっており、運用や解釈に当たって困難が生じています。こうした状況を踏まえ、条例制定当時の理念は継承しつつ、規定内容を標準的な形に整備し、情報公開制度をより使いやすいものとするため、条例の全部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。（1）「実施機関の定義」です。実施機関である「町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会」に「消防長」を加えます。（2）「行政文書の定義」です。情報公開請求の対象となる行政文書の定

義を「決裁、供覧等の手続が終了したもの」から「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に改め、意思決定途中の文書や未決裁の文書も情報公開請求の対象に含めることとし、情報公開請求の対象となる行政文書の範囲の拡大を図ります。（３）「開示請求権者」です。現行条例の規定では、開示請求権者を「住民」に限定し、「住民以外」の開示請求については実施機関の努力義務としていますが、「住民」と「住民以外」の区別をなくし、何人も開示請求できることとするものです。（４）「開示決定等の期限」は３項目ございます。ア開示決定等の期限については、現行条例の開示請求があった日から「７日以内」を「１５日以内」に改めます。（第８条第１項）イ一度に大量の請求があった場合や文書が複数部署にわたる場合などの理由により開示決定等の期限を延長することができる日数については、現行条例の開示請求があった日から「２１日以内」を「６０日以内」に改めます。ウ開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合等について、相当な期間までに開示するよう開示決定等の期限の特例を設けるものです。いずれも、日数の計算に休日等を含むこと、また多量の請求や文書の検索等に時間を要する事例など、期限内の対応が困難な場合があるため、国や広島県、また県内市町の例を参考に標準的な取扱いに見直しを図るものです。（５）「不開示情報」です。情報公開と個人情報保護のバランスを図るため、不開示となる個人情報の定義を「通常他人に知られたくない個人に関する情報」から「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」に改め、広く個人に関する情報について不開示とします。（６）「審査請求の処理期限廃止」です。これまでの実務において、町の決定等に不服がある場合の審査請求の処理に要する時間は案件によって異なり様々であり、処理期限内の事務の完結が困難という実情もあるため、一律に処理期限を定めた規定を削除するものです。なお、（４）開示決定等の期限及び（６）審査請求の処理期限廃止の処理期限に関する規定につきましては、標準的な取扱いに見直しを図るものですが、実務上速やかに処理することは変わりありません。

３、施行期日は、住民等への周知等の期間を考慮して、令和８年１月１日としています。

議員からは、住民への周知方法について質問がありました。

続いて、付議事件３、第４５号議案「府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」です。第４５号議案参考資料１１ページをご覧ください。

１、改正の趣旨です。仕事と育児・介護を両立するための柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を内容とした、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。第１条による改正は、府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。（１）現行の第１号部分休業（育児のための部分休業のうち、勤務時間の始め又は終わりに限り、１日のうち２時間まで取得できるもの）について、勤務時間の途中においても取得できることとします。（２）育児のための部分休業について、１年度につき１０日を上限として、任意の時期に１日または１時間単位で取得できる「第２号部分休業」を新設します。なお、「第１号部分休業」と「第２号部分休業」は、職員がいずれかを選択する制度となります。第２条による改正は、府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。（３）介護のための休暇、いわゆる介護時間についても、（１）の「第１号部分休業」と同様に、勤務時間の始め又は終わりに限定せず、勤務時間の途中においても取得できることとします。（４）妊娠・出産等の申出があった職員や３歳未満の子を養育する職員に対して、仕事との両立支援制度の周知や制度利用に関する意向確認等を行い、仕事と出産、育児等の両立をしやすい環境を整えます。

３、施行期日等です。（１）施行期日は、令和７年１０月１日です。ただし、次の（２）経過措置の「イ」の規定は、公布の日から施行します。（２）記載のとおり経過措置を設けます。

議員から、特段の質問はありませんでした。

続いて、付議事件4、第46号議案「財産の取得について」です。第46号議案参考資料（3ページ）をご覧ください。本議案は、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れに該当することから、議会の議決を得るものになります。

1、契約の概要です。財産の表示は、学習系教師用端末機器等購入です。契約の方法は指名競争入札で、購入金額は、1千621万4千円、本年8月7日に仮契約を締結しています。納入期限につきましては、令和7年10月14日としています。契約の相手方は、広島市東区二葉の里三丁目5番7号グラノード広島3階、株式会社ライズオカヤマ広島営業所です。

2、取得財産の明細ですが、学習系教師用端末機器220台で、各種ソフトウェアのインストールや学校のWi-Fiアクセスポイントへの通信設定等を含んでいます。本件は、町立小中学校で教師が使用している現在の学習用端末について、小学校分131台、中学校分89台の計220台について、ウィンドウズ10のOSサポートが本年10月に終了することから、ウィンドウズ11に更新するもので、令和7年6月定例会で補正予算の議決をいただいたものです。充当財源は、充当率90%、うち交付税措置50%の小中学校教育振興一般事務事業債を見込んでいます。議員からは、既存端末機器の活用についての質問があり、今後、社会福祉の観点からの活用を検討してもらいたい旨ご要望がありました。

続いて、付議事件5、第48号議案「令和6年度府中町歳入歳出決算の認定について」です。令和6年度歳入歳出決算に関し、認定に付するものですが、決算審査特別委員会が設置され、審議を付託されたところです。本日お示ししている資料以外にも、歳入歳出決算書などを議会に提供しましたが、本会議では、資料次のページ、「令和6年度主要施策の成果に関する調書」によりご説明します。1ページ、2ページが主文ですが、教育委員会関係の決算にも触れていますので、後ほどお読みください。3ページ以降は、主要施策の成果を記載したものです。教育委員会関係分の読み上げにより決算の説明をします。

8ページをご覧ください。上から2つ目、番号35、グローバル教育事業。決算額1,584万5千円。外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図り、グローバル社会に挑戦する児童生徒を育成するため、外国語指導助手の派遣や非常勤講師の配置を行いました。また、中学校では全学年の英語検定の費用を助成しました。中学校3年生の英語検定3級以上取得率、36.9%。前年度36.5%。

続いて、番号36、学校運営改善推進事業。決算額2,620万6千円。スクールカウンセラーやスクールサポートスタッフの配置により、きめ細やかな児童生徒の支援に努めました。また、部活動地域移行に向けて体制を整えるため、コーディネーターや部活動指導員を配置しました。100人あたりの不登校児童・生徒数の割合、小学校1.88%、前年度2.02%、中学校5.56%、前年度5.70%。

続いて、番号37、公共施設維持保全事業（中学校改修）。決算額1億6,167万8千円。府中緑ヶ丘中学校校舎の屋根・外壁の改修工事を実施し、施設の長寿命化を図りました。事業進捗率、73.3%、前年度52.1%。なお、この事業進捗率は、令和3年度から令和7年度を計画期間とする後期実施計画に係る公共施設維持保全事業に紐づく、学校施設以外の町有施設の改修工事も含めた全15か所全体の事業進捗率になります。

続いて、番号38、放課後児童クラブ運営事業。決算額2,097万2千円。番号39、会計年度任用職員報酬等事業（放課後児童クラブ運営事業）。決算額1億357万2千円。保護者が就労等の理由で日中家庭に不在の児童を対象に、放課後や長期休業中の生活の場として、放課後児童クラブを運営しました。登録児童数869人、前年度871人。

続いて、9ページをお開きください。番号40、下岡田官衙遺跡保存・整備事業。決算額1億5,395万9千円。下岡田官衙遺跡の保護のため、史跡指定地の一部を購入しました。また、「ふちゅうを学びふちゅうを好きになる事業」として、小・中学生を

対象に「歴史」をテーマに講座を実施しました。下岡田官衙遺跡関連普及啓発講座回数6回。前年度5回。

続いて、番号41、公民館活動事業。決算額170万5千円。個人や地域の課題に応じた学習機会の提供を行うとともに、ボランティア活動の支援等を行いました。活動者数、府中公民館、17,971人、前年度19,664人、府中南公民館、16,044人、前年度10,974人。

番号42、府中公民館等改築事業（歴史民俗資料館解体）、決算額1,023万1千円。歴史民俗資料館跡地堤防復旧工事を実施しました。

番号43、図書館活動事業、決算額1,081万9千円。住民の学習・読書意欲に応えられるよう利用度の高い資料の充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進しました。貸出冊数279,477冊、前年度278,670冊。

議員からは、英語検定受験者数や部活動地域移行の効果、事業の参加・利用人数などについて質問がありました。

決算の認定に当たり、決算審査特別委員会からは、教育委員会所管事務に関して、「部活動指導員の配置など地域移行に向けた体制整備が、教員の負担軽減に寄与している。引き続き人材確保に努め、円滑かつ計画的な移行を進められたい。」との意見がございました。

なお、今回の付議事件に係る議案いずれも原案どおり可決・承認されました。

説明は以上です。

教育長

補足説明しますと、今回の議会は、付議事件の1番は今年予算の補正について、2番、3番は条例改正について、5番目の48号議案は、決算特別委員会というのがありまして、部長、課長が説明したのですが、昨年の予算がどのように執行されたかというのを説明して議会の認定を受けるということになっています。

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

46号議案で議員さんからの要望で、既存の端末を社会福祉の観点から活用というのはどういふことですか。

学校教育課長

議員さんの中に、社会福祉施設の方から相談を受けた方がおられて、施設では不要になった端末を分解するような作業をして報償を受けているような所もあると。今回の端末は個人情報との関係もあるので引き取ってもらうようにしているんですけども、端末によっては遠隔で個人情報を消せるようなものもあるので、そういった観点で、ただ処分するのではなく、GIGAパソコンはかなりの数が出ますので、費用の関係もありますけれども、そういった活用も検討してほしいということでご意見がありました。

教育長

わかりました。ではご意見ないようでございますので、日程第3、報告第9号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第4、報告第10号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する事について」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。
日程第4については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4については非公開とします。
なお、資料は後ほど回収させていただきます。

(非公開)

教育長

では次に参ります。日程第5、第12号議案「合同訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第12号議案、令和7年9月24日、「合同訓令の一部改正について」、府中町職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。
詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。
第12号議案について説明します。
1枚めくっていただいて、町長からの協議文の写しを添付しています。
本件は、平成元年に合同訓令として定めた訓令の一部改正について、令和7年9月16日付けで町長から協議があったものです。
一部改正する訓令は、府中町職員の勤務時間等に関する訓令です。
改正の趣旨は、仕事と育児・介護を両立するための柔軟な働き方を実現するための措置の拡充です。
改正の内容です。時差勤務について、現行、業務の都合上必要があると認める場合に所属長が命じることができるものとしていますが、育児又は介護を必要とする職員についても公務の運営に支障がないと認める場合は、本人の請求に基づき取得できるものとします。
また、時差勤務を行う際の勤務パターンについて、現行、午前6時から午後1時までの始業時間について、一部の時間帯で1時間刻みとなっているところ、30分刻みで選択できるよう改めるものです。
施行期日は令和7年10月1日です。
説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第12号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決し、同意する旨町長に回答いたします。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後 2 時 1 7 分)